



海外化学物質規制セミナー

本年3月4日(金) 東京・連合会館、3月11日(金) 大阪・中央電気倶楽部にて、電機・電子4団体 製品化学物質専門委員会主催の海外化学物質規制セミナーが開催されました。当日、東京は200名、大阪は100名、合わせて300名の方々にご参加いただきました。今回は、セミナーでご紹介した案件の中から、いくつかの重要な案件について紹介します。

製品化学物質専門委員会概要

当委員会は、44社+4団体で構成され、傘下に欧州化学規制WG及び中国化学規制WGが常設されています。また、当委員会では、欧州ならびに中国の製品含有化学物質規制の動向を調査し、わが国の電機電子業界の主な意見を集約し、現地の組織とも連携しつつ、意見具申等ロビー活動を行っております。

1. 欧州製品含有化学製品規制

2.1) EU RoHS指令

RoHS指令とは、The Restriction of the use of certain Hazardous Substances in electrical and electronic equipment (電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会及び理事会指令)の略称です。2003年に最初のRoHS指令(以下RoHS1)が公布され、2011年に全面改正されました(改正RoHS指令、以下RoHS2)。

■ RoHS1 (2002/95/EC) : 2006年7月1日適用開始

■ RoHS2 (2011/65/EU) : 2011年7月1日EU官報公布、2013年1月3日適用開始。

RoHS2概要 ※下線がRoHS2での変更点

対象製品

交流1,000V、直流1,500Vを超えない定格電圧を持ち、少なくとも1つの意図する機能に電流/電磁場を必要とする全ての電気電子機器(EEE)
(Cf. RoHS1 : 「主要機能に」電流/電磁場を必要とする、カテゴリ1-7、10のいずれかに属する電機電子機器)

■ 適用範囲外製品 : 軍用、宇宙用、本指令対象外製品専用の機器、据付型大型産業用工具(LSSIT)、大規模固定式設備(LSFI)、能動型埋め込み医療機器、光起電性パネル等

含有物質制限

EUに上市するEEE中の特定有害物質(指令付属書IIIに記載される物質、定期的に追加)の含有制限。

含有濃度産出の分母は、均質材料(homogeneous material、それ以上機械的に分解できない単位)。

整合規格である欧州規格EN50581(有害物質制限に関する電気電子製品の調査のための技術文書)に基づき、サプライチェーンでの含有管理が認められている。

除外用途

現在の技術では代替できない用途に限り、カテゴリ8(医療機器)・9(監視制御機器)について最長7年、その他のEEEについて最長5年間の除外用途を認める。満了18か月前まで、除外の更新申請が可能。

最近の動き

2015年6月、新たに4つのフタル酸エステル類を制限物質として追加する指令が公布されました。現在の制限物質は下記の通り。

制限物質	閾値	カテゴリ8,9適用日	それ以外の適用日
鉛	0.1w%	2014/7/22 体外診断医療機器	RoHS1対象EEE 2006/7/1 上記以外 2019/7/22
水銀			
カドミウム	0.01w%	2016/7/22	2019/7/22
六価クロム	0.1w%	産業用監視・制御機器 2017/7/22	
PBB		2021/7/22	2019/7/22
PBDE			
DEHP			
BBP			
DBP			
DIBP			

「EU RoHS指令対応のための制限対象フタル酸エステル含有調査における注意点」をJEITA環境サイトで公開しましたのでご活用ください。

<http://home2.jeita.or.jp/eps/euRoHS.html>

また、付属書Ⅲ記載の適用除外項目のうち、満了日が表に書かれておらず、2016年7月21日の満了日以降も必要と産業界がみなして更新申請を行った項目については、2016年3月現在も審議中です。審議中の項目は官報公布まで現状のまま使用できますが、更新申請がない除外(2(b)(2)、4(d)、5(a)、7(b)、17、25、30、31、33、38)は日程通り満了します。申請状況は欧州委員会のウェブサイトで確認できます。

http://ec.europa.eu/environment/waste/rohs_eee/adaptation_en.htm

2.REACH規則 ※成形品であるEEE関連部分を中心に説明

REACH概要

REACHとは、化学品の登録、評価、認可および制限(Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals)の略称で、2006年12月に公布された欧州議会および理事会規則(EC) No 1907/2006を指します。

REACHの枠組み

■ 全ての物質／混合物は、EU域内の製造者／輸入者によって登録されてはじめて、EU域内で製造、使用、上市できるようになる。成形品中の化学物質／混合物は、「意図的に放出するもの」のみ登録対象となる。

■ 欧州化学品庁(ECHA)または加盟国が登録情報を評価した上で、高懸念物質(SVHC)とみなされる物質を「認可候補リスト」に収載する。リスト収載物質が成形品中で0.1%を超えて含有される場合には、B2Bに

は必ず、また消費者には要求があれば情報提供を行う(第33条)。また、上記が年間1tを超える場合には、ECHAに必要な情報を提出(届出)。

■ 上記の一部の物質は、付属書XIV「認可」リストに収載され、物質／混合物をEUに輸入・使用する場合、用途／サプライチェーン毎の認可が必要。認可がなければ日没日以降使用不可。但し、認可物質含有成形品には特段の要求なし。

■ ECHAまたは加盟国の提案に基づき、製造、上市、使用が制限される。制限対象および閾値等は、対象物質ごとに官報に記載される。

最近の動き

成形品中の認可候補物質リスト収載物質(いわゆるSVHC)の情報提供や届出の運用について、2015年9月、欧州司法裁判所は、分母を従来の「製造／輸入される製品全体」から「それを構成する各成形品」とする判断を下しました。但し、成形品受領者および消費者に最小限提供すべき情報は「存在する物質の名称」である点も確認されました。ECHAはこの判決を受け、2015年12月に成形品ガイダンスから判決に整合しない部分(物質の分母を製品全体とするための計算式など)を削除する改訂を行いました。より抜本的な改正は、今後行う予定です。現時点では「成形品とは具体的にどこか」といった議論は一切していません。今後の進捗に注意が必要です。

また、認可候補物質リストには、2011年以降、年2回のペースで物質が追加されておりますが、2015年には7物質が追加されました。

一方、制限物質の提案も活発に行われております。2015年12月末には、PAH(多環芳香族炭化水素)の制限が開始されております。検討中の案件では、パーフルオロオクタン酸(PFOA)及び関連物質の制限提案が、

非常に低い閾値(25ppb)を有しており、今後の進捗に注意が必要です。

電機・電子メーカーにおけるREACH対応については、「電機・電子4団体 REACH に関するガイダンス・ノート第4版」(2016年2月発行)もご参照ください。

<http://home.jeita.or.jp/eps/epsREACH.html>



3月11日 大阪 セミナー会場

3.中国製品含有化学品規制

最近の動き

2016年1月に現行中国版RoHSを改正する「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」(改正中国版RoHS)が公布されました。施行は2016年7月1日からで、当面は第1ステップ(表示義務)のみの実施となります。以下に、改正中国版RoHSの概要と注意点を示します。

規制対象の拡大

現行中国版RoHSの規制対象が一部の電子情報製品のみであったのに対し、改正中国版RoHSではEU RoHSとほぼ同様の「定格電圧が直流1,500V / 交流1,000Vを超えない製品及び付属品」に拡大されました。これに伴い、白物家電などの家電製品を中心に、これまで対象外であった多くの製品が新たに規制の対象となり

ます。また、EU RoHSと異なり、各製品群によって施行時期を区別することなく、全ての製品群が同時に、2016年7月1日から第1ステップ(表示義務)を施行される点にも注意が必要です。

なお、第2ステップ(含有制限)の規制対象は達成管理目録に収載された製品のみです。達成管理目録はまだ公開されていません。

標識要求を2014年版に変更

中国版RoHSの改正に伴い、第1ステップ(表示義務)の詳細を定めた関連標準(標識要求、SJ/T11364)が

2006年版から2014年版に変更されます。中国版RoHSの改正に伴い新たに規制対象となる製品に対しては2014年版の標識要求を参照して規制対応を行う必要があります。一方、既に規制対象であった製品に対しては、製品本体へのマークの表示が原則として義務化されるとともに、2006年版から2014年版への変更に伴い含有有無表などの記載を一部変更するなどの対応を行う必要があります。

第2ステップ(含有制限)について

改正中国版RoHSでは、第2ステップ(含有制限)は合格認定制度に従って管理を行い、その対象製品は達成管理目録に収載すると定めています。合格認定制度と達成管理目録の両者が正式に公開されてはじめて、第2ステップ(含有制限)が開始されますが、両者ともまだ公開されておらず、その詳細と公開時期は不明です。本点に関しては中国化学品規制WGにて引き続き情報収集を進めます。また、EU RoHSで採用されている企業の自主適合宣言と各物質の適用除外項目が合格認定制度でも採用されるよう、今後とも中国当局に働きかけていきます。

FAQ(問答集)について

改正中国版RoHSのFAQが近日中に公開される予定です。FAQは実質的なガイドラインとなりますので、内容をご確認いただくよう、お願いいたします。

4.台湾製品含有化学品規制

最近の動き

昨年12月29日に台湾版RoHSに相当する法律が公布されました。本規制は、台湾の安全系等に関する検査と認証取得を定めた「商品検査法」のスキームで実施するもので、他国のRoHS規制と比べて注意すべき点があります。以下に、台湾版RoHSの概要と注意点を示します。

認証手続きと認証マークの貼りつけが必要

商品検査法のスキームで実施することから、当該法で定める認証取得と合格証の発行を受けるとともに、本規制への対応を示す表記を追加した商品検査法が定める認証マークを貼りつける必要があります。なお、認証申請時に必要なものは、適合の宣言書、物質含有標示の表示位置とそのサンプルのみで、試験レポートや品質管理文書などは必要ありません。ただし、当局から別途要請があれば28営業日以内に技術文書を提出する必要があります。

規制対象製品

規制対象製品は、台湾經濟部標準檢驗局(BSMI)が公告する「應施檢驗商品品目明細表」にて、個別の製品ごとに指定されます。現時点での規制対象製品は以下の各製品です：

パソコン(キャリア無線との直接接続機能を持つものを除く)、プリンター、コピー機、TV、モニター(パソコン用も含む)、プロジェクター、ネットワークマルチメディアプレーヤー

今後も規制対象製品は拡大していくと思われます。

規制内容

台湾版RoHSに適合するためには、商品検査法にて必要な検査規格として指定された、台湾の国内規格であるCNS15663の第5節(含有標示)を参照する必要があります。ここで定められている内容は、簡単に言うと中国版RoHSの第1ステップ(含有標示)に非常に類似した含有有無表の表示を求めています。なお、各規制物質の含有制限は求めています。具体的な詳細を以下に示します。

- 規制対象物質／閾値は当初のEU RoHS(4つのフタル酸エステルを除く)／中国版RoHSの6物質と同じ。
- 含有有無表の表記について、中国版RoHSではEU RoHSが定める物質毎の適用除外項目を用いていても「×」と表記するが、CNS15663では適用除外項目を参考として定めており、これを用いている場合は「-」と表記する必要があります。また、閾値を超過している場合、中国版RoHSでは「×」だが、CNS15663では「超過0.1wt%」または「超過0.01wt%」と表記する。閾値を超えていない場合は、中国版RoHSと同じく「○」と表記する。

その他

規制対象は前述した「製品」名で規定されており、当該名の製品に該当するとBSMIが判断した各製品は全て規制の対象となる。一部には各「製品」に対して規制対象か否かの判断が難しい場合もあるので、参考として併記されている“規制対象となる製品の商品分類番号”も参考にして判断していく必要があります。